



わくわく西の城 指定管理者について

定管理者ワーカーズコーポによるこれからの施設運営について紹介します。

「わくわく西の城」指定管理としての取り組み

4月1日から、わくわく

西の城は指定管理者制度導入により特定非営利活動法人ワーカーズコーポ神崎地域福祉事業所が施設運営を行っています。施設使用や申請手続きなどはこれまでとほとんど変わりありませんが、今後は指定管理者による様々な自主事業が展開されることとなります。

- ・ホームページの開設や「わくわく西の城、だより」の発行等を通じて、施設や活動等の周知
- ・食関連やまちづくりの人材育成を中心としたワーカークリップ型講座や農業関連の公的職業訓練講座を開設
- ・農業を学ぶために神崎町にやつてくる人のなどを対象にした宿泊施設業務

◎レクリエーション施設の設置

香取広域市町村圏事務組合の老人福祉センターの廃止に伴い、老人クラブや一般の皆さんに利用して頂ける「いこいのサロン」を設置。カラオケを楽しみながら飲食のできるレクリエーション施設となっています。

◎地域との協働

施設の有効活用と地域振興の活動のための協議検討組織を設け、地域住民が主

体的に運営に参加する施設運営を図ります。ワーカーズコーポは、地域の課題を解決するための仕事を地域の人たちと共に

考え、実践してきました。

特色ある町づくりを行う神崎町の方々と一緒に地域振興に貢献していきます。多くの皆さんに利用して頂ける事業を進めてまいります。

◎助成対象者

①神崎保育所及び米沢保育所に入所している乳幼児の保護者



②神崎小学校、米沢小学校及び神崎中学校に就学している児童生徒の保護者

ます。

わくわく西の城の利用に関する詳しいお問い合わせは、☎ ②3180

指定管理者 特定非営利活動法人ワーカーズコーポ

までお願いします。

保育料・学校給食費 助成が開始されます

※月額4,700円
※ただし、保育料を上限とします。
※月の途中における転入・転出については、日割り計算によります。

3歳児以上
月額8,100円
月額4,700円
計算によります。

※お問合せ
保育料については

少子化対策並びに子育て支援の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、住みよい子育て応援のまちづくりを推進

するため、平成24年度から、保育所保育料及び小中学校給食費の助成制度を開始します。

◎助成対象者

①神崎保育所及び米沢保育所に入所している乳幼児の保護者

②神崎小学校、米沢小学校及び神崎中学校に就学している児童生徒の保護者

ます。

※保育料、給食費を滞納していないこと。
中学生は給食費月額4,400円に対して2,200円

①保育所
乳幼児に係る給食費相当額を助成します。
0歳児から2歳児まで
月額8,100円
3歳児以上
月額4,700円
※月の途中における転入・転出については、日割り計算によります。

○助成の申請
保護者から、助成金交付申請書と助成金の請求及び受領等に関する委任状を提出していただきます。

※お問合せ
保育料については
神崎保育所 ☎ ②2058
学校給食費については
教育委員会 ☎ ②1601